**無菌調剤室の共同利用に関する指針**

|  |  |
| --- | --- |
| 薬　局　名 |  |
| 開設者氏名 |  |

　１．総則

（1）趣旨

　　 　　無菌調剤室を有しない 　　　　　　薬局（以下、「当薬局」とする。）の薬剤師が、無菌調剤室を有する薬局（以下、「無菌調剤室提供薬局」という。）の無菌調剤室を利用して行う無菌製剤処理の業務に係る適正な管理を確保するため、本指針を策定する。

（2）契約に基づく実施

　　 　　 当薬局は、無菌製剤処理を要する医薬品が含まれた処方箋を受け付けた場合、無菌調剤室提供薬局との契約に基づき、無菌調剤室提供薬局の無菌調剤室を利用して当薬局の薬剤師が無菌調整を行う。

２．共同利用する設備

　　 当薬局が、無菌調剤室提供薬局で利用する設備は、無菌調剤室、ハザード室及び無菌製剤処理に必要な器具・機材のみとする。

３．共同利用のための体制整備

（1）研修

　　 　　 当薬局では、開設者の責任の下、無菌調剤室提供薬局の開設者の協力を得て、無菌調剤室提供薬局の無菌調剤室の利用にあたって必要な研修を実施する。研修内容については別途定める。

（2）事故報告に関する体制整備

　　 　　 当薬局の薬剤師が無菌調剤室提供薬局の無菌調剤室を利用して無菌調製を行った際に発生した調剤事故などに適切に対応するため、自薬局と無菌調剤室提供薬局双方の開設者に速やかに報告される体制を整備する。

　　　　 なお、報告すべき事項、報告の方法、報告に基づく改善措置、報告書の保存については、当薬局の医療安全管理指針に準ずるものとし、具体的な方法については無菌調剤室提供薬局と協力の上別途定める。

（3）管理体制

　 　　　 当薬局の薬剤師が無菌調剤室提供薬局の無菌調剤室を利用して無菌調製を行う際は、無菌調剤室提供薬局の管理薬剤師又は代理の薬剤師の監督を受けるものとする。

４．その他

　　　当指針は、無菌調剤室提供薬局の開設者の協力を得て作成し、必要に応じ改訂する。なお、当指針における無菌調剤室提供薬局は、下記の薬局である。

|  |  |
| --- | --- |
| 薬　局　名 | 前橋市薬剤師会会営薬局 |
| 所　在　地 | 前橋市紅雲町１－２－１５ |
| 開 設 者 名 | 一般社団法人前橋市薬剤師会　会長　佐藤　岳彦 |
| 管理薬剤師 | 齋藤　哲也 |
| 契　約　日 | 令 和　　　　年　　　　月　　　　日 |